

2016年3月22日付け団体交渉の申し入れについて（回答）

1. 技術系職員の昇格・昇任について

現状としまして、学部間において技術専門員の配置状況等が偏っていること、また、選考採用による中途採用者の昇任・昇格が遅い状況があるという申し入れについては、技術系職員の昇任が、職員の業績等に基づく所属長からの推薦により、勤続年数、実務経験及び勤務成績の評価結果等を踏まえて、総合的に判断し決定されるものであることを考慮しつつ検証を行い、必要に応じて検討したいと思えます。

また、技術系職員の組織の再編統合及び一元化については、組織化の目的、メリット及びデメリット等も念頭に置きながら、今後具体的に検討していく予定であります。

なお、組織化に向けた検討の過程においては、当然のことながら、当事者である技術系職員の意向等も十分に確認し尊重しながら進めていくこととします。

2. 屋外作業を行う技術職員の労働環境について

屋外作業を行う職員が早く出勤し、休憩時間を長く取るという勤務形態は、現場の職員が希望するものであれば可能と考えますが、休憩時間が長くなることは当然拘束時間も長くなり、勤務条件の悪化に繋がるのが考えられます。

については、勤務条件以外の熱中症対策も含めた検討を行うため、学部における屋外作業現場の現状把握をお願いしたいと考えます。

また、ハチアレルギー検査の実施も含め重篤なアレルギーを起こす恐れのある者への対策の検討を行うため、学部における現状把握をお願いしたいと考えます。

3. 共通教育改革に伴う教員の授業負担の不平等の解消について

初年次セミナーの授業担当教員の割り振りの経緯ですが、平成27年12月10日の部局長懇談会にて、各学系に負担して頂きたいコマ数を提案した後、意見交換を反映させたものを第11回教育センター会議（H27. 12. 25）で提案し、各学系に持ち帰って頂きました。

協力して頂きたいコマ数の算出については、平成27年5月1日現在の各学系所属教員のうち臨床系教員や助教を除いた教員数の10%を初年次セミナーの担当として依頼するコマ数とし、さらに、各学系の平成27年度共通教育授業担当負担率を考慮して求めた数をA案・B案の2案としてご提案しました。第13回教育センター会議（H28. 1. 22）では、負担調整について学域間での調整が可能であること、複数教員でも担当可能であること、依頼された授業担当曜日の変更も調整可能であることが話し合われ、B案で各学系に授業負担していただく事が決まりました。そして、B案にある数の教員選出の方法については、各学系に委ねることとしました。次年度の選出にあたっては、特定の先生に授業負担が偏ることがないように、配慮要請を教育センターから各学系長に依頼します。

なお、教育センターの専任教員人事計画では、今後39人の増員を計画（学術研究院会議 H27. 7. 9）していますが、教育センターへの専任教員の配置が計画どおり進めば、各学系への負担は漸減していくものと見込まれます。

英語教育については、共通教育改革の柱のひとつであるグローバル教育充実の方向性から英語クラスの少人数化を進めることとなりました。結果として、平成28年度は25クラスの増となり、この増加分については教育センターの新任教員でカバーしました。そのために、法文教育学域及び医歯学域からご協力頂いている先生方の授業負担を減らすことができず、教養部解体以降の負担分が現在も継続している状況です。

学系における諸般の事情により、共通教育で担当していただいている英語のコマ数が減少した先生もおられるため、学系に所属されている先生方の共通教育における英語担当コマ数に学系間で差が生じているようです。今後、共通教育の全学支援体制を整備するとともに、教育センターの英語専任教員を計画的に増員していくなかで、英語教育の質を担保しながら、学系に所属されている英語担当教員の負担減を優先的な課題として取り組んでまいります。

4. 教育・研究の質を維持するための予算の確保について

平成26年度の実績として実施許諾（ライセンス）等収入に対する知的財産関連経費は、28百万円余りの支出超過となっています。なお、収入よりも支出が超過していることについては、本学のみが該当するものではなく、他大学においても同じような状況があることについて、当該資料（参考資料1）に示しています。また、本学の平成27年度運営費交付金配分額（18位／86大学）の前後14大学を選択し、文科省が平成27年度に報告した「平成26年度大学等における産学連携等実施状況特許関係実績」データを比較したところ、本学の特許出願件数は87件で14大学中7位、実施許諾中の特許件数は50件で14大学中3位であり、同レベルの予算規模の大学の中でも比較的上位にあることがわかります。

一方、大学の知的財産活動の成果については、実施許諾（ライセンス）等収入だけが注目されがちですが、それよりも実際には特許に関連して獲得できる外部資金（共同研究・受託研究費や国からの補助金等）が大学の運営に寄与するという側面が大きく、これにより獲得できた外部資金は平成26～27年度において、約7億円（発明者の自己申告による）でした。これは、JSTのA-Step事業のように、特許出願が申請における事実上の要件となっているものや、特許を保有していることにより共同研究に発展している事案もあり、特許を取得していなければ当然獲得できなかった外部資金であります。さらに、国の大型補助金のように研究過程において特許取得が強く推奨される事業もあり、研究内容を企業等と連携し社会に還元させるためには、特許といった知的財産権の確保が求められています。

また、法人化前の発明に係る特許に関連する収入も平成24～27年度において約75百万円あり、特許が本学の外部資金獲得に貢献している一つの事例であるといえます。

このような状況ではありますが、大学は当然に知的財産活動に係る経費の削減により一層努力すべきであります。特許権維持費用の負担の軽減については、保有の見直しを積極的に進めていくことが、会計検査院の報告からも求められています。平成28年度から特許出願判定基準を見直し、これまでより実用化への方策、企業との連携の状況、外部資金の獲得見込みに着目した審査をすることとなりました。さらに、保有する特許についても毎年維持の可否について見直し、積極的に棚卸を進める対策を講じることとしています。

併せて、他の自己収入の拡大も含めた「自己収入の拡大に向けた取組ワーキング」を財務部内に設置し、上述の対策を含め、全学的に検討することとしています。

5. 教員の産前・産後休暇取得や育児休業にともなう教育面のバックアップ体制とその教員への周知について

教員の産前・産後休暇中や育児休業中における教育面のバックアップ体制について取られている人的措置としましては、任期付教員、特任教員及び非常勤講師等の代替者としての雇用があります。(以下に規則等の抜粋を記載)

現在でも、各学部等の実情に応じて、適宜必要な措置が取られているものと認識していますが、今後も可能な限り柔軟かつ適正に対応していきたいと考えますので、具体的な解決策等がありましたら、ご提案いただきたいと思います。

【任期付教員】

「国立大学法人鹿児島大学職員の雇用に関する取扱要項」

第4 次に掲げる請求があった場合は、その請求期間について、現に職員でない者を代替者又は有期雇用職員として、任期を付して雇用することができるものとする。

- (1) 育児休業の請求があった場合
- (2) 附属学校教員の産前・産後休暇の請求があった場合
- (3) 大学の運営上特に必要な業務又は教育研究業務に従事させるため、学長が特に必要であると認めた期間の範囲内で雇用するための請求があった場合

【特任教員】

「国立大学法人鹿児島大学特任職員就業規則」

第2条 特任職員とは、教育研究上の業務又は大学の運営に従事することが、特に必要であると学長が認めた次に掲げる者をいう。

- (1) 特任教員 専ら教育研究業務に従事させるため雇用する教育職員(特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教、特任助手)

また、参考ですが上記体制の他に、男女共同参画推進室が主体となり、教員の産前・産後休暇ならびに育児休業、介護休業からの復帰後の支援策として、研究支援員制度を運用しており、平成23年度の運用開始から、毎年20名弱の利用実績があります(平成28年度は、第1期(6月～9月末)で15名が利用予定)。

本制度は、育児や介護等のライフイベント期にある教員の研究キャリア継続をサポートしていく内容となっており、実験補助等、利用者の研究に係る業務に対し、本学の大学院生や学部生を研究支援員(非常勤職員)として雇用して配置するものです。利用者のライフイベントによる離職防止及び支援員の研究者採用へのキャリアアップなどの効果が期待できる本学の男女共同参画推進事業の核となる制度であり、今後も重点的に継続していく予定です。

さらに、関連する制度としましては、昨年度に策定しました、会議延長及び祝日等における授業従事等の緊急時に利用した学外の保育サービスに係る利用費の一部補助を行う鹿児島大学保育支援制度につきましても、予算を確保し今年度も実施していく予定です。

6. 職員の福利厚生面の充実について

前回、あおぞら保育園の今後のあり方について前向きに検討する方向で協議の場を設ける旨回答いたしました。その前段階として、あおぞら保育園の管理運営の現状をご提示いただきたい。

また、インフルエンザ予防接種については、これまで福利厚生業務の一環として実施してきましたが、留学生等の秋入学者の学生健康診断業務が増加したこと、及びインフルエンザ予防接種業務の時期と重なったこともあり、保健管理センタースタッフの業務負担が増加したことから、法定業務である学生健康診断を優先させるため、福利厚生業務である予防接種が実施できない状況であることをご理解いただきたい。

なお、新型インフルエンザが発生した場合の予防接種業務については、福利厚生業務ではなく危機管理業務となり、その場合、予防接種の実施を検討することになると考えます。

7. 桜ヶ丘事業場における新しい鹿大教職組事務所の確保について

組合事務所を、附属病院、医歯学総合研究科の設計段階に組み込むことは、便宜供与に該当する可能性もあることから難しく、既存の施設の中からスペースを探すこととなりますが、附属病院、医歯学総合研究科ともに再開発や施設整備に関しては流動的で不確定要素が多く、今の時点で具体的に場所を名指すことはできないが、桜ヶ丘キャンパス内で、これまでと同程度のスペースの確保について配慮したいと考えます。

また、組合事務所における空調等の設備に関しては、労働組合法に抵触しない範囲で現状に応じて配慮したいと考えます。

知的財産に係る収入及び経費（平成26年度）

実施許諾（ライセンス）等収入

文科省報告データ

内訳	収入 単位 (千円)
特許	6,108
商標権	733
著作権	368
ノウハウ	108
JST外国特許出願支援等経費	18,830
合計	26,147

知的財産関連経費

文科省報告データ

内訳	経費 単位 (千円)
出願等費用（国内）	19,399
出願等費用（海外、PCT等）	12,482
登録・維持費用（国内）	2,004
登録・維持費用（海外）	1,388
その他（報奨金）	710
海外出願、登録費用（JST支援分）	18,830
合計	54,813

平成27年1月27日 日本経済新聞 38面

「大学『特許で稼ぐ』着々 13年度収入、初の20億円超」

全国の大学や研究機関で、保有する特許を活用した収入が増えてきた。2013年度の特許収入の総額は初めて20億円を突破。大学の知的財産部門が強化され、産学連携が進んだことが背景にある。年間の出願件数は近年、横ばいが続いており、大学が特許を選別して効率的に収入を得る動きが加速している。-(中略)- 文部科学省が大学や高等専門学校（高専）、研究機関計1073機関を対象に調べたところ、13年度の特許収入は前年度比約6.5億円増の約22億1千万円だった。-(中略)-

一方で特許の取得や維持にかかる経費が負担になっている。文科省によると、08年度の全国の大学、研究機関の特許収入は約9億8千万円だったのに対し経費は約25億円にのぼり、「現在も『黒字』の大学は少ない」（大学関係者）という。（平成27年12月11日 南日本新聞 29面にも関連記事あり）